

## 第 44 号議案

愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

愛南町長 清水 雅文

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例中に引用する条文等を改正する必要があるため。

愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年愛南町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第3 1 教育委員会部局の項中「法別表第1」を「法別表」に、「法別表第2に掲げる第1欄に掲げる機関」を「法第19条第8号に規定する情報照会者」に、「同表第3欄に掲げる機関」を「同号に規定する情報提供者」に、「同表第4欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

現 行		改 正 案	
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3条 略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は愛南町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>第5条、第6条 略</p> <p>別表第1、別表第2 略</p> <p>別表第3(第5条関係)</p>		<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第3条 略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は愛南町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>第5条、第6条 略</p> <p>別表第1、別表第2 略</p> <p>別表第3(第5条関係)</p>	
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会部局	<u>法別表第1</u> に規定する市町村教育委員会が主体である全ての事務	町長部局	<u>法別表第2に掲げる第1欄に掲げる機関</u> が「市町村教育委員会」であり、かつ、 <u>同表第3欄に掲げる機関</u> が「市町村長」である <u>同</u>
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会部局	<u>法別表</u> に規定する市町村教育委員会が主体である全ての事務	町長部局	<u>法第19条第8号に規定する情報照会者</u> が「市町村教育委員会」であり、かつ、 <u>同号に規定する情報提供者</u> が「市町村長」である <u>同</u>

現 行				改 正 案			
			<u>表第4欄に掲げる特定個人情報</u>				<u>号に規定する利用特定個人情報</u>
以下表略				以下表略			